

まちづくり交付金事後評価実施要領

第1 目的

まちづくり交付金の事後評価は、交付金をもたらした成果等を客観的に検証して今後のまちづくりのあり方を検討すること及び事業の成果を住民に分かりやすく説明することを目的とする。

第2 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、「まちづくり交付金交付要綱」（平成16年4月14日付け国都事第1号、国道企第6号、国住市第25号国土交通事務次官通知）に基づき、まちづくり交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて実施される事業とする。

第3 事後評価を実施する事業

- 1 事後評価を実施する事業は、交付期間が終了する事業とする。
- 2 事後評価を実施する事業の単位は、都市再生整備計画の対象となる地区（以下「計画地区」という。）を1つの事業単位とする。

第4 事後評価の実施及び結果等の公表

- 1 事後評価の実施主体は、事業主体である市町村とする。また、間接交付の場合の事業については、市町村が事後評価を実施するものとする。
- 2 事後評価の実施時期は、都市再生整備計画に記載した交付金の交付期間が終了する年度に実施するものとする。
- 3 事後評価は次により実施するものとする。
 - (1) 方法書の作成
事後評価が円滑かつ確実に進められるよう、次の(2)から(5)を実施する前に別紙様式1により事後評価の方法を記載した方法書を作成する。
 - (2) 都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等
別紙「まちづくり交付金の事後評価項目」に基づき、目標を定量化する指標の目標値（以下「数値目標」という。）の達成状況の確認等を行う。
 - (3) 今後のまちづくり方策等の作成
(2)の評価結果に至った要因を整理して、交付期間終了後の計画地区における整備方針を作成する。また、数値目標の達成が見込まれない場合は、今後のまちづ

くり方策の一部として改善措置を作成する。(これらを総称し、以下「今後のまちづくり方策等」という。)

(4) まちづくり交付金評価委員会による審議等

別紙様式2により、(2)及び(3)の評価結果(以下「事後評価原案」という。)を公表し、住民からの意見がある場合は、それを適切に反映するとともに、第5に定めるまちづくり交付金評価委員会の審議を受ける。

(5) 事後評価シートの作成

事後評価原案に、まちづくり交付金評価委員会の審議結果を踏まえ、必要な修正を加えた事後評価シートを作成する。

4 評価結果の公表等の手続きは次の各号のとおりとする。

(1) 方法書の提出

事後評価の実施主体は、方法書を作成した場合は国土交通大臣に提出するものとする。

(2) 事後評価シートの公表等

事後評価の実施主体は、事後評価シートを作成した場合は、これを公表するとともに、国土交通大臣に提出するものとする。

5 事後評価の実施主体は、事後評価シートの公表後に、事後評価内容の見直しを行う必要があると認めた場合には、適宜、事後評価内容の見直しを行うものとする。また、その結果について、適宜、公表するとともに、国土交通大臣に提出するものとする。

6 事後評価の実施主体は、交付期間の中間年度に中間評価を行うことができるものとする。この場合、計画地区の特性を勘案して、第3項(2)及び(3)の項目のうち、必要な事項について評価を実施し、その結果について、適宜、公表するものとする。

第5 まちづくり交付金評価委員会

1 事後評価の実施主体の長は、事後評価の実施に当たり第三者の意見を求める機関として学識経験者等から構成される委員会(以下「まちづくり交付金評価委員会」という。)を設置するものとする。

2 **まちづくり交付金評価委員会の役割**は次の各号のとおりとする。

(1) **事後評価手続き等に係る審議**

まちづくり交付金評価委員会は、事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標

の達成状況の確認等の結果についてその妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うものとする。

(2) 今後のまちづくり方策等に係る審議

まちづくり交付金評価委員会は、事後評価の実施主体の長の依頼により、今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うことができるものとする。

附則

本要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。